武蔵野剣道連盟「感染症拡大予防ガイドライン」について

はじめに

武蔵野市感染症対策の一環として総合体育館が休場されてましたが、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインやチェックリストが設定され 6 月から開場しています。武蔵野市や(公財)武蔵野市生涯学習振興事業団の感染症対策ガイドラインに従い武蔵野剣道連盟主催の行事も徐々に再開しておりますが、あらためて武蔵野剣道連盟(以下武剣連)感染症対策ガイドラインを作成致します。各支部においても武剣連のガイドラインに準拠して今後の稽古実施又は再開していただく様にお願い致します。剣道は「密閉・密集・密接」の3密や発声等新型コロナウイルス感染源となる飛沫飛散が多く、又感染した場合重篤化する可能性の高い高齢の会員が多い事も有り感染症予防に十分留意していただくようにお願い致します。

武蔵野市の体育施設・学校体育施設の利用にあたってはそれぞれの施設の利用ガイドラインを遵守し剣道の実施にあたっては既に通知されている全日本剣道連盟(以下全剣連)、東京都剣道連盟(以下東剣連)、および西東京剣道連盟(以下西東京剣連)ガイドラインに従い、感染予防と感染者が確認された場合の処置をお願い致します。

武蔵野剣道連盟「感染症拡大予防ガイドライン」

1. 全般

(1) 大会、審査会・講習会・稽古会実施に当たって

武剣連並びに加盟支部が審査会・講習会・稽古会を実施するに当たっては、利用施設管理者及び武剣連の新型コロナウイルス感染症に係わる対処方針を遵守するとともに、必要に応じ感染者の発生と濃厚接触者の有無等武剣連、武蔵野市に報告をして下さい。

(2) ガイドライン及び稽古再開時の留意事項

各加盟支部は、それぞれの稽古環境に合わせて、武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインや全剣連・東剣連、西東京剣連のガイドラインの留意事項に沿って活動願います。又、これから活動を再開する支部に於いては、全剣連が作成した稽古再開スケジュール案を参考に無理の無い様に稽古を再開して下さい。

(3) 感染者が確認された場合の処置

各支部に於いて新型コロナウイルス感染者が確認された場合は稽古を中止し、速やかに武剣連及び所轄の保健所に報告するとともに、濃厚接触者の PCR 検査を勧奨する等、感染が拡大しない様に適切な処置を行って下さい。

(4) 審査会・講習会・稽古会の中止、自粛

今後、新型コロナウイルス感染が拡大し、緊急事態宣言が発出された場合や東京アラートが発動された場合は、東京都、武蔵野市、利用施設の管理団体の方針に従い、審査会、 講習会、稽古会等の活動を中止・自粛して下さい。

2. 細部実施要項

(1) 稽古実施におけるガイドライン

別紙 参照

(2) 大会、審査会、講習会等各種行事への対応 別紙 参照

3. 参考資料

全剣連対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン 東剣連東京都剣道連盟感染拡大予防ガイドラインについて

(公財) 日本スポーツ協会 スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

以上

稽古実施におけるガイドライン

- 1. 稽古参加にあたって
- (1) 基礎疾患のある者(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等),透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方)は稽古に参加しない。止むを得ず基礎疾患のある者が稽古に参加しようとする場合は、あらかじめ主治医の了解を得る事。
- (2)以下の条件に該当する者は稽古に参加しない。
 - ① 体調が良くない場合。
 - ・発熱(一般的には37.5 度以上)、咳、咽頭痛等の症状がある場合。
 - ・症状が無くても感染している場合があるので、体調が普段と異なる時は稽古への 参加を慎重に判断する。
 - ②同居家族や身近な知人や同僚、同級生等に感染が疑われる方がいる場合、濃厚接触者や濃厚接触の疑いがある場合。
 - ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、 地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
 - ④武蔵野剣道連盟会員以外や支部会員以外の者。
- (3) 稽古に参加する者は、自宅と稽古場所の往復の際にはマスクを着用し感染予防に努める。

(留意事項)

- ・高齢者(60歳以上)は新型コロナウイルス感染症に感染した場合、一気に重症化しやすく、稽古に参加する場合は、感染のリスクが高い事を理解して稽古への参加を自ら配慮する。
- 2. 稽古を始める前に
- (1)稽古前に検温を行い、発熱がある場合は稽古しない。
 - ・発熱がなくても、咳、咽頭痛がある場合も稽古しない。
- (2) 稽古前に、手洗い、うがい、アルコールによる手指の除菌を行う。
 - ・手洗いには石鹸(ポンプ式が望ましい)を用意する。
 - ・「手洗いは30秒以上」を周知する。
 - ・手洗い後は共有のタオルを使用せず、マイタオルを使用する
 - ・手洗いが難しい場合はアルコール等の手指消毒剤を用意し、参加者に使用させる。
 - ・個人情報の取り扱いに十分注意し、参加者の氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)を 都度記帳又は主催者が把握する。
 - ・更衣室は感染リスクが高いと考えられており、更衣室の同時利用人数を制限し交替で 使用する等三密を避け、更衣室内では大声で話をしないよう留意する。可能な限り自宅 で着替えて稽古に参加する。

- ・施設の利用方針に従い、施設使用前後に床の清掃、除菌を行う。
- 3. 稽古に当たって
- (1)稽古前の座礼は当面行わない。
- (2)準備体操、素振り等は原則一列となって同じ方向を向き、向かい合わないようにする。止むを得ず向かい合う場合又は2列以上になる場合はおおよそ2mの距離を取る。発声は極力控える。尚、稽古開始前に2m間隔で印をつけるなど2mの間隔を取りやくす事が望ましい。
- (3)稽古を行う者は、飛沫拡散防止等のため、以下の対応を行う。
- ・稽古を行う者は相手への飛沫拡散を防止するため、必ずマスク(以下「面マスク」)を着用する。面マスクは呼吸障害を起こさないようにするため、通気性のあるものや、あごの部分を締め付けないもので吐息が兜側方に逃げるものが望ましい。尚、特に外気の取り組み難い医療用のマスク N95 等のマスクは着用しない。

マスクは全剣連が推奨する面タオルを利用したマスクや、スポーツ用のフェイスカバーや バフでの代用も可能とする。

・稽古を行う者は、主に相手からの飛沫を防止するため、シールドの使用を強く推奨する。特に高齢者(60歳以上)は着用すべきである。

※面タオルを利用したマスクやシールドは全剣連ガイドラインを参照。

- ・前述のマスクやシールド等の用具を装着した稽古は熱中症を引き起こす可能性が高いため、熱中症予防の観点から、稽古時間の短縮、こまめな水分補給、可能であれば稽古場の温度管理や空気の入れ替えに留意する。
- ・稽古での発声は、極力抑制する。
- ・鍔迫り合いは極力避ける。稽古中、止むを得ず鍔迫り合いとなった場合は、すぐに分かれるか引き技を出し、発声を行わない。
- (4) 稽古を行う者は、密集を避けるため、以下の事項を遵守する。
- ・稽古は密集を避ける観点から適正人数で行う。
- ・対面の稽古時、元立ちの間隔は2m以上とし、同時に稽古する人数は稽古場の施設の管理ガイドラインに従い適正人数とする。素振り時の間隔確保と同様に、元立ちの位置に印をつけるなど工夫して2mの間隔を確保する。
- ・稽古では横の動きを抑制して隣の稽古域に侵入するのを避け、2 mの間隔を確保するよう留意する。
- ・人数が多い時は2部に分け、入れ替え制をとるなど密集を避ける工夫をする。
- ・休憩中もマスクを着用し、大きな声での談笑や過度な接触は行わせない。
- ・見学者は原則稽古場の内部に入れない。又、稽古場に十分な広さが無い場合は児童の保護者は外で待機させるようにする。その際、待機場所で密集を避けるよう留意する。

(5)稽古時間

・感染リスク低減のため、稽古時間は1時間を目安とし、可能であれば30分に一回程度

窓の開閉や送風機を使用し室内の十分な換気を行う。

4. 稽古後

- (1)稽古終了後の座礼の後礼は当面行わない。
- (2) 稽古終了後は、面マスクをビニール袋に入れて持ち帰り、必ず洗浄、除菌を行う。
- (3)稽古後、剣道具(特に面、小手)、使用済みのシールドはアルコール噴霧による消毒や、防具を傷める心配がある場合はウイルス不活性化剤を稽古前に防具や稽古着袴使用する。(道具の持ち帰り等の項目は削除)
- (4) 稽古後も、手洗い、うがい、アルコールによる手指の除菌を行う。

5. その他

- (1) 剣道具、竹刀、手拭い、タオル、その他剣道に関係する用具は共用しない。
- (2) 共用する道具(打ち込み台、太鼓のばち等)、稽古場出入り口のドアノブその他参加者が接触する箇所は稽古前後にアルコール等で除菌を行う。
- (3) 武蔵野剣道連盟以外の団体との交流稽古、出稽古、出稽古の受け入れは当面行わない。

以上

大会・講習会・審査会実施におけるガイドライン

- 1. 大会・講習会・審査会・稽古会(以下会)実施にあたって
- (1) 会を開催するにあたって、開催場所(武蔵野総合体育館等)の管理者の方針を遵守するものとする。
- (2)会実施にあたって、参加者並びに関係者に対し、この会におけるガイドラインの内容を周知徹底する。
- (3)入場・受付の密集を避けるため受付時間を幅広く取り、又、トイレなどの密集を避けるため休憩時間を長くする等余裕を持った時間割とする。
- (4)参加者お及び大会役員・係員以外を会場内に入場させない。
- (5)参加者・関係者(付き添いや観戦者等)による観覧席利用にあたっては、施設の利用 人数制限に従う。又、観覧席に入場させる場合は、観客席をソーシャルディスタンスが取 れる様に一定間隔に席を空ける。
- (6) 参加者、役員、係員、関係者は会実施におけるガイドラインを遵守し安全な運営に協力する。
- (7)参加者、役員、係員、関係者は氏名、連絡先を報告する。

2. 会運営にあたって

- (1) 基礎疾患のある者(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等),透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方)は参加しない。止むを得ず基礎疾患のある者が参加しようとする場合は、あらかじめ主治医の了解を得る。
- (2) 体調が良くない者
 - ・発熱(一般的には37.5度以上)、咳、咽頭痛等の症状がある場合。
 - ・症状が無くても感染している場合があるので、体調が普段と異なる時は参加を慎 重に判断する。
 - ・同居家族や身近な知人や同僚、同級生等に感染が疑われる方がいる場合、濃厚接触者や濃厚接触の疑いがある場合。
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、 地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- (3) 参加者、関係者は面マスク又は家庭用マスクを着用する。
- (4)参加者、役員、係員に限らず関係者も上記に従う。
- (5) 武剣連は参加者や関係者が会場への入退場に行列・密にならない様に係員を配置する。出来るだけ入場口が密にならない様に2m毎に目印のテープ貼る、又は、逐次入場させるなど密にならない様にする。
- (6) 入場口に消毒液を用意し、参加者・役員・係員は手指の消毒を行う。

- (7) 参加者並びに役員・係員はソーシャルディスタンス(最低でも $1 \, \mathrm{m}$ 、出来れば $2 \, \mathrm{m}$)を常に保つようにする。
- (8) 審判、役員はマスクを着用し、審査員、係員はフェイスシールドを着用する
- (9) 試合、立ち合い、稽古を行う場合は武剣連稽古再開にあたってのガイドラインを遵守する。
- (10) 試合を行う場合は全日本剣道連盟「主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」の「暫定的な試合・審判の方法」を遵守する。
- (11) 役員等の控室を設ける場合は、控室が密にならない様にする。
- (12) 当日の参加者・関係者が会終了後新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、武 剣連に速やかに感染者の発生と濃厚接触者の有無等について報告する。
- (13)参加者及び関係者に留意事項、協力事項をあらかじめ作成し、配布、徹底する。
- (14) 更衣室、トイレ等の利用に関しては施設ガイドラインに従う。

以上